

## 第4回久慈市議会定例会会議録（第4日）

### 議事日程第4号

平成24年3月14日（水曜日）午後1時30分開議

- 第1 議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号（総務委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第28号（教育民生委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第3 議案第25号、議案第29号（産業建設委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第4 議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第5 議案第37号  
提案理由の説明・総括質疑  
委員会付託の省略  
議案第37号（質疑・討論・採決）
- 第6 議員派遣の件（採決）

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第19号 東日本大震災復興基金条例  
議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第21号 東日本大震災復興交付金基金条例  
議案第22号 工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例
- 日程第2 議案第23号 平成24年度固定資産税の納期の特例に関する条例  
議案第24号 市税条例の一部を改正する条例  
議案第26号 久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例  
議案第27号 公民館条例の一部を改正する条例  
議案第28号 図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第25号 市営住宅等条例の一部を改正する条例  
議案第29号 久慈市水道事業の設置等に関する条例及び簡易水道事業に地方公営企業法を適用す

る条例の一部を改正する条例

- 日程第4 議案第1号 平成24年度久慈市一般会計予算  
議案第2号 平成24年度久慈市土地取得事業特別会計予算  
議案第3号 平成24年度久慈市国民健康保険特別会計予算  
議案第4号 平成24年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第5号 平成24年度久慈市介護サービス事業特別会計予算  
議案第6号 平成24年度久慈市魚市場事業特別会計予算  
議案第7号 平成24年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算  
議案第8号 平成24年度久慈市公共下水道事業特別会計予算  
議案第9号 平成24年度久慈市水道事業会計予算
- 日程第5 議案第37号 平成23年度久慈市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第6 議員派遣の件

### 出席議員（23名）

- 1 番 梶 谷 武 由君 2 番 下川原 光 昭君  
3 番 藤 島 文 男君 4 番 上 山 昭 彦君  
5 番 泉 川 博 明君 6 番 木ノ下 祐 治君  
7 番 畑 中 勇 吉君 8 番 砂 川 利 男君  
9 番 山 口 健 一君 10 番 桑 田 鉄 男君  
11 番 澤 里 富 雄君 12 番 中 平 浩 志君  
13 番 小 柳 正 人君 14 番 堀 崎 松 男君  
15 番 小 倉 建 一君 16 番 小野寺 勝 也君  
17 番 城 内 仲 悦君 18 番 下 舘 祥 二君  
19 番 中 塚 佳 男君 20 番 八重櫻 友 夫君  
21 番 高屋敷 英 則君 23 番 大 沢 俊 光君  
24 番 濱 欠 明 宏君

### 欠席議員（1名）

- 22 番 宮 澤 憲 司君

## 事務局職員出席者

事務局長 一田 昭彦 事務局次長 中務 秀雄  
庶務グループ 外谷 隆司 議事グループ 田高 慎  
総括主査 主 事 長 内 紳 悟

## 説明のための出席者

市長 山内 隆文君 副市長 外館 正敏君  
副市長 末崎 順一君 総務部長 菅原 慶一君  
総合政策部長 大湊 清信君 総合政策部副部長 菊池 修一君  
市民生活部長 勝田 恒男君 健康福祉部長(兼福祉事務所長) 野田口 茂君  
農林水産部長 村上 章君 産業振興部長 下館 満吉君  
建設部長(兼水道事務所長) 晴山 聰君 山形総合支所長 中居 正剛君  
教育委員長 鹿糠 敏文君 教育長 亀田 公明君  
教育次長 宇部 辰喜君 選挙管理委員会委員長 谷地末太郎君  
監査委員 石渡 高雄君 農業委員会会長 荒澤 光一君  
総務部総務課長(併選挙事務所長) 久慈 清悦君 農業委員会事務局長 藤森 智君  
教育委員会総務学事課長 米澤 喜三君 監査委員事務局長 松本 賢君

午後1時30分 開議

○議長(八重櫻友夫君) ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸般の報告

○議長(八重櫻友夫君) 諸般の報告をいたします。

市長から議案1件の追加提出があり、お手元に配付してあります。

次に、当職の提出議案1件をお手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告1件が提出され、お手元に配付してあります。

## 議員派遣の件

平成24年3月14日

地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

## 記

### 1 平成24年度岩手県市議会議長会定期総会

(1) 派遣目的 地方自治の本旨に沿い、相提携し、都市の興隆発展・地方自治の充実強化・市議会の制度及び運営に資するため

(2) 派遣先 花巻市

(3) 派遣期間 平成24年4月13日から14日までの2日間

(4) 派遣議員 下館祥二副議長

### 2 市町村議会議員特別セミナー

(1) 派遣目的 市町村の行財政をめぐる重要課題、急激に変化する地方自治をとりまく最新の動向、地域振興のための諸方策等について理解を深め、もって市政の発展に資するため

(2) 派遣先 千葉県千葉市「市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)」

(3) 派遣期間 平成24年5月8日から10日までの3日間

(4) 派遣議員 梶谷武由議員

## 日程第1 議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号

○議長(八重櫻友夫君) これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第19号から議案第22号までの4件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。木ノ下総務委員長。

[総務常任委員長木ノ下祐治君登壇]

○総務常任委員長(木ノ下祐治君) 本定例会において、総務委員会に付託されました議案4件について、去る3月2日に委員会を開催し審査いたしましたので、その概要と結果について報告いたします。

初めに、議案第19号「東日本大震災復興基金条例」について申し上げます。

本条例は、東日本大震災からの復興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、東日本大震災復興基金を設置しようとするものであります。

具体的な内容であります。積み立てする基金の原資は、岩手県が設置した東日本大震災津波復興基金市町村交付金で、当市への交付額3億7,449万4,000円については、さきの一般会計補正予算に計上したとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、基金の設置期間と基金を活用する事業の考え方についてただしたのに対し、基金の設置期間については、特に定めていないが、当市の復興計画が平成32

年度までの10年間であることから、10年間が一定のめどになる。

また、事業については、市町村の事情によってきめ細やかに使えることから、復興交付金基金事業で対応できない復興事業や生活支援事業に最優先的に活用してまいりたいとの答弁がありました。

次に、市町村への交付額の算出根拠についてただしたのに対し、県内すべての市町村に均等割2,000万円との標準財政規模に応じた配分、さらに被災市町村については、人的被害や家屋等の被害、津波浸水面積の割合など、被災状況に応じた配分がされたものであるとの答弁がありました。

そのほか、新年度予算における基金を活用した事業内容、被災事業主への支援方法、復興交付金基金事業との関連などについて質疑、答弁が交わされたところがあります。

採決の結果、議案第19号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業に関する規定を設けるとともに、所要の改正をしようとするものであります。

具体的な内容であります。引き続き在職した期間が1年以上あるなど、一定の非常勤職員について育児休業を要することができるようにすること。

取得が可能な期間は、子供の1歳の誕生日の前日まで、ただし、子の養育の事情に応じて、1歳6カ月までとしようとするものであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、今回の条例改正によって該当になる非常勤職員についてただしたのに対し、該当になるのは、出産をして育児休業を希望する非常勤職員であることから、ホームヘルパーなどが想定されるとの答弁がありました。

次に、臨時職員を対象外としている理由、根拠についてただしたのに対し、本条例において、引き続き在職した期間が1年以上必要であり、臨時職員の場合は、繁忙的に期間を区切り、1年未満の雇用であること。

また、地方公務員の育児休業等に関する法律におい

て、臨時的任用については該当しない旨規定されているとの答弁がありました。

そのほか、非常勤職員の委嘱期間と育児休業期間との関連、非常勤職員の周知などについて質疑、答弁が交わされたところがあります。

採決の結果、議案第20号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「東日本大震災復興交付金基金条例」について申し上げます。

本条例は、東日本大震災復興特別区域法第78条第1項に規定する復興交付金事業等に関する経費の財源に充てるため、東日本大震災復興交付金基金を設置しようとするものであります。

具体的な内容であります。復興交付金事業等の実施に当たっては、事業の進捗状況に応じた繰越手続が不要なこと、復興交付金事業計画の終了時点まで執行残等の返還が不要なこと、同一の交付担当大臣であれば事業費の流用が可能なこと等、年度間調整が容易なことや弾力的な運用が可能なことを配慮し、基金を設置しようとするものである。

今後、3月下旬に交付決定があり、その後に交付金の交付を受け、基金への積み立てを行うものであるとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、当市の復興交付金事業計画の内容についてただしたのに対し、平成23年度から27年度までの5年で、市の事業主体分で32事業、事業費ベースで約147億円を申請している。

ただし、国から最初に示される交付可能額は、23年度、24年度の2カ年分であり、事業費ベースでは約29億円であるとの答弁がありました。

次に、復興交付金事業計画で申請した32事業の内容についてただしたのに対し、水産加工施設、漁港関連、道路整備事業、下水道整備事業、都市公園、地震・津波ハザードマップなどである。

なお、住宅の再建関係については、今後、移転戸数等を確定させるなど、事業の熟度を高め申請していきたいとの答弁がありました。

次に、国の復興予算の総額についてただしたのに対し、事業費ベースで、前期5カ年は少なくとも19億円、後期5年間は少なくとも4億円、合わせて23兆円という方針が示されている。

なお、復興交付金事業については、事業費ベースで約1兆9,000億円であるとの答弁がありました。

そのほか、復興交付金事業計画作成に当たっての復興庁との連携、復興計画の見直しの考え方などについて質疑、答弁が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第21号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例」について申し上げます。

本条例は、地域主権改革一括法の施行による工場立地法の一部改正に伴い、新たに規定される工場立地法第4条の2第2項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則にかえて適用すべき準則を定めようとするものであります。

具体的な内容であります。本年4月1日から市が準則を定めることができるようになったことから、国が示す基準の範囲内で準則を定めようとするものであること。

準則を適用する区域は、久慈地域拠点工業団地、久慈港半崎工業区域、久慈港諏訪下工業区域の3区域とし、緑地の敷地面積に対する割合を100分の5以上に、環境施設の敷地面積に対する割合を100分の10以上にしようとするものであり、準則制定による規制緩和を最大限にアピールしながら、企業の新增設につなげていきたいとの当局からの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、準則が適用される3区域の面積と緑地の確保についてただしたのに対し、久慈地区拠点工業団地8.8ヘクタール、半崎工業区域15.2ヘクタール、諏訪下工業区域4ヘクタールである。

また、緑地の確保については、主に製造業で、敷地面積9,000平方メートル以上または建築面積3,000平方メートル以上の規模の工場になるとの答弁がありました。

次に、緑地等の規制緩和を行うことにより、どのような企業の立地を想定しているのかただしたのに対し、半崎工業区域については、北日本造船の増設で完売している状況にあるが、久慈地区拠点工業団地については、結果が地元波及できる業種として食料品の加工業者、諏訪下工業区域については、港を活用した企業の立地に期待しているとの答弁がありました。

そのほか、緑地の定義、岩手県北地域産業活性化協議会との関連、半崎工業区域拡大の可能性、久慈地区拠点工業団地の防災上の利用などについて質疑、答弁が交わされたところでもあります。

採決の結果、議案第22号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長の報告を終わります。

大変失礼をいたしました。私の読み違いがございまして、議案第21号において、工期5年間で4億円と申し上げましたが、4兆円の誤りでございますので、訂正しておわびをいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第19号「東日本大震災復興基金条例」、議案第20号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第21号「東日本大震災復興交付金基金条例」、議案第22号「工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例」、以上4件は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第22号までの4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第2 議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第28号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第2、議案第23号、議案第24号及び議案第26号から議案第28号までの5件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。桑田教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長桑田鉄男君登壇〕

○教育民生常任委員長（桑田鉄男君） 本定例会において、教育民生委員会に付託されました議案5件について、去る3月2日に委員会を開催し審査いたしまし

たので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

なお、議案第26号の審査の参考とするため、現地調査を実施したところであります。

初めに、議案第23号「平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例」について申し上げます。

本条例は、東日本大震災の影響で、固定資産の価格の決定時期を変更する必要が生じたことから、平成24年度固定資産税第1期分の納期を4月から5月に変更しようとするものであります。

地方税法の規定により毎年度の固定資産の価格は、3月31日までに決定すること。ただし、災害等特別な事情がある場合には、4月1日以降に決定することができることとされている。平成24年度分の固定資産の価格については、震災の影響により、3月31日までに決定することが困難な見込みであることから、価格の決定時期を4月に変更し、それに伴って、第1期分の納期について4月を5月に変更するものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、平成24年度における固定資産の価格決定時期の見直しについてただしたのに対し、固定資産の価格決定時期については、4月20日ころの決定を見込んでいたとの答弁がありました。

次に、納期の変更による各税目との納期の関係についてただしたのに対し、5月の納期は、軽自動車税の納期と重なることになるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第23号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「市税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、国において、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等が公布、施行されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、個人市民税について、退職所得に係る所得割の10%の税額控除の特例を廃止すること及び東日本大震災からの復興等に係る財源を確保するため、平成26年度から10年間、均等割を500円引き上げること並びにいわゆる法人実効税率の引き下げに伴い、法人課税に係る県と市の増減収を調整するための市たばこ税を引き上げることなどの改正をしようとする

ものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、被災した市町村の個人市民税均等割の加算を行う条例改正の状況についてただしたのに対し、沿岸4市は3月議会に提案中であり、また、久慈広域管内では、1町が改正済み、2村は3月議会に提案中であるとの答弁がありました。

次に、改正後の市県民税の均等割についてただしたのに対し、市民税の均等割のほか県民税の均等割も500円の引き上げとなることから、市民税の均等割は3,000円が3,500円に、森林づくり県民税1,000円が上乘せとなっている県民税は2,000円が2,500円に、よって、市県民税合計では5,000円が6,000円となり、納税者1人当たり1,000円の引き上げを本年6月から10年間行うものであるとの答弁がありました。

次に、それぞれの影響額についてただしたのに対し、個人市民税について、分離課税の退職所得に係る所得割の10%控除の廃止に関する影響額は、年額で116万8,000円の増収。均等割の引き上げによる影響額は、年額で755万2,000円の増収と見込んでいる。また、たばこ税は、年額で3,326万8,000円の増収と見込んでいるとの答弁がありました。

そのほか、個人市民税の均等割の引き上げの考え方、たばこ税の推移、喫煙率の傾向、喫煙室の整備などについて質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第24号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号「久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、山根小学校の移転に伴い、学校の位置を平成24年4月1日から久慈市山根町下戸鎖第4地割38番地1に変更しようとするものであります。

山根中学校の増築を行い、小学校を併設しようとするものであり、現在の中学校校舎南側に鉄骨づくり2階建て延べ床面積254.09平方メートルの校舎棟と渡り廊下の増築とあわせて、中学校の校舎も階段、技術室、保健室などの改修を3月16日までに完成させようとしているとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、敷地の所有者及び今後の閉校校舎の活用についてただしたのに対し、小学校の敷地は市の所有であり、今後の活用は地域の方々と話し合いを持ち、地域

の声を踏まえて対応したいとの答弁がありました。

次に、建物の耐震対策についてただしたのに対し、小学校の校舎、体育館は、原則使用しないことで進めたいが、運動会や特別な行事の場合は、安全を十分確認しながら最低限の部分の使用について考えたいとの答弁がありました。

次に、閉校となる校舎の所管についてただしたのに対し、閉校校舎の所管は、現在のところ、使用しないこととし、教育委員会で管理していくとの答弁がありました。

そのほか、今後の児童生徒の推移、中学校のクラブ活動の状況、山根地区以外からの入学者数、豪雨による校庭の浸水対策、複式学級の状況、いじめや不登校対策、増改築事業の総予算及び財源などについて質疑、答弁が交わされたところがあります。

また、少子化対策についての意見もあったところがあります。

採決の結果、議案第26号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「公民館条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法により、社会教育法の一部が改正されたことに伴い、公民館条例の一部を改正し、久慈市公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を定めようとするものであります。

社会教育法から公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が削除されたこと。その当該基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることとされたことから、公民館条例の一部を改正しようとするものであり、提案に当たっては文部科学省令で定める基準を参酌した結果、現行の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準と変わりがなく、参酌基準を準用することが望ましいと考え提案するものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を定める根拠及び委員の人数等についてただしたのに対し、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準は、社会教育法第30条第1項について定められており、審議会の委員の定数は、当市の公民館条例第10条第2項において25

人以内となっているとの答弁がありました。

次に、参酌基準が変われば条例も改正になるのか、また、みずからの考え方で基準をつくるのが可能なのかとただしたのに対し、参酌すべき基準とは十分参照しなければならない基準であり、その上で条例の制定に当たっては、法令上の参酌すべき基準を十分参照した上で判断しなければならないとされている。また、法令の参酌すべき基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることも許容範囲内であるとの答弁がありました。

そのほか、基準の変更点、委嘱と任命との違い、これまでも参酌すべき基準等はあったのかなどについて質疑、答弁が交わされたところがあります。

採決の結果、議案第27号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「図書館条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、いわゆる地域主権改革一括法により図書館法の一部が改正されたことに伴い、図書館条例の一部を改正し、久慈市図書館協議会の委員の委嘱の基準を定めようとするものであります。

図書館法から図書館協議会の委員の任命の基準が削除されたこと、その当該基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることとされたことから、図書館条例の一部を改正しようとするものであり、提案に当たっては文部科学省令で定める基準を参酌した結果、現行の図書館協議会の委員の任命の基準と変わりがなく、参酌基準を準用することが望ましいと考え提案するものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

図書館協議会委員の任命状況及び会議の開催状況についてただしたのに対し、図書館協議会の委員の定数は10人、任期は2年となっており、任命の基準ごとの人数は、学校教育及び社会教育の関係者5名、家庭向上に資する活動を行う者2名、学識経験のある者3名となっており、会議は5月と2月の年2回開催しているとの答弁がありました。

そのほか、蔵書の電子データでの保存などについて質疑、答弁が交わされたところがあります。

採決の結果、議案第28号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号において、市民税均等割の引き上げの期間を本年6月から10年間で申し上げましたが、平成26年6月から10年間に訂正をお願いします。訂正しておわびを申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。まず、議案第24号「市税条例の一部を改正する条例」について採決いたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例」、議案第26号「久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例」、議案第27号「公民館条例の一部を改正する条例」、議案第28号「図書館条例の一部を改正する条例」について採決いたします。以上4件は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号及び議案第26号から議案第28号までの4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第25号、議案第29号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第3、議案第25号及び議案第29号を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。小倉産業建設委員長。

〔産業建設常任委員長小倉建一君登壇〕

○産業建設常任委員長（小倉建一君） 本定例会において、産業建設委員会に付託されました議案2件について、去る3月2日に委員会を開催し審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

初めに、議案第25号「市営住宅等条例の一部を改正

する条例」について申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行により、公営住宅法及び公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、市営住宅の入居者資格について必要な事項を定めるとともに、所要の整理をしようとするものであります。

具体的な内容であります。現行の公営住宅法では、入居者資格要件に、老人等以外は同居親族があること、老人等については公営住宅法施行令で定める者と規定し、条例にも引用していたものであります。本年4月1日の施行日をもってその資格要件が廃止となり、地域主権改革一括法の本旨に沿い、各地方自治体の条例に資格要件がゆだねられることとなったものであります。

審査に当たり当局から、条例改正として、今後も引き続き単身入居者について一定の制限を行い、また、老人等については、廃止となる旧施行令と同様の規定内容を条例第6条第2項として新たに追加しようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

質疑の中では、新たに追加しようとする第6条第2項第1号から第8号のうち、第4号の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者について、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の被害者との関連性をただしたのに対し、第4号で規定している者は、広島・長崎での原子爆弾投下による被爆者を指しているもので、福島第一原発事故被害者との関連性はないとの答弁がありました。

採決の結果、議案第25号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号「久慈市水道事業の設置等に関する条例及び簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、川井簡易水道、関簡易水道及び小国簡易水道の三つを川井・関・小国統合簡易水道として統合整備し、それに伴い条例の改正をしようとするものであります。

審査に当たり当局から、老朽化が進む三つの簡易水道を、国庫補助事業を導入し統合整備しようとするも

ので、改正内容として、施設の名称、計画給水人口、計画1日最大給水量及び給水区域を改正しようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、統合整備することによるメリットや費用対効果をどのようにとらえているかただしたのに対し、現状の川井簡易水道については、浄水場施設がなく、岩手北部地震や東日本大震災など地震発生により、たびたび原水に濁りが生じる事態となっていること。

また、関簡易水道及び小国簡易水道は、河川表流水を利用しているが、洪水や長雨等によって頻繁に川に濁りが生じた場合、施設のろ過処理能力に低下が見られること。さらに、ろ過施設の老朽化も著しく、維持管理費がかさむこと。

これらのことから、統合整備することにより、安定的な飲料水が供給でき、維持管理費も抑えられ、さらに建設整備コストも抑えられるとの答弁がありました。

次に、給水可能となる地域について、統合前と後で変わるのかただしたのに対し、現認可となっている3簡易水道の区域の中で整備を行っていくものであり、給水可能となる地域は統合前と同様であるとの答弁がありました。

次に、今回の統合整備による水道料金への影響についてただしたのに対し、今回の統合整備によっての直接的な料金の値上げについては考えていないものであるが、今後、企業会計として将来的な展望を持って経営を行っていくとする中で、水道事業全体のあり方を考えた場合、料金についても検討していかなければならない時期が来るものととらえているとの答弁がありました。

そのほか、計画給水人口の算出方法、凍結に係る管の埋設深の考え方、簡易水道地域内において組合組織による給水形態を別にとっている世帯への水道加入見通し、将来的な水源確保の見通し、未給水地区の解消策、整備に係る有利な補助事業・復興事業導入の考え方等について質疑、答弁が交わされたところであります。

採決の結果、議案第29号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 今、委員長から議案第29号について、企業会計として料金値上げの検討の時期が来るだろうという報告があったんですけども、この時期が委員会審議の中で示されたかどうか、その点をお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 15番小倉建一君。

○産業建設常任委員長（小倉建一君） 特に時期については示されておりません。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 当局にお聞かせいただきたいと思えます。

この案件は、不安定な水源の改善をして、安定的な水源を確保して、住民の皆さんに安全な水を供給するということの意義からすれば、非常に私はいいいことだと思います。

同時に、この簡易水道事業を地方公営企業を規定する条例に入ってしまうということからいえば、今の委員長から報告があったとおり、企業会計としての水道にこの簡易水道を含めることによって、経費の負担といえますか、ふえてくるわけですよ。

というのは、もともと簡易水道は政策的なやり方として、採算が合わなくても持ち出しをしながら、一般会計持ち出しをしながら安全な水を供給してきた経緯があるわけです。この間、久慈市はずっと宇部簡水もそうでありましたし、すべて水道企業に入れてきた経緯があります。私はその都度、企業会計として負担が及ばないようなやり方を、一般会計として、きちっとやるべきだということを申し上げてきた経過あるんですが、この点でも、そここのところをぜひ企業会計として重荷にならないような状況を、きちんと財政的な仕掛けを私は一般会計からちゃんとやるべきだと思うんですが、そういうことになってるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

それからもう一点、検討する時期がいつ到来する、その値上げについて到来することに、そういう見通しを持つてるのか、その見通しについてもあわせお聞かせください。

○議長（八重櫻友夫君） 晴山水道事業所長。

○水道事業所長（晴山聰君） ただいま、経営のあり方、それから値上げの時期ということでご質問いただきました。

今、委員長からもお話があったように、今回の山形



地区の統合、これによって直接の料金の値上げというものは今考えてはございません。ただ、起債等の償還等々見ていけば、償還のピークが大体平成36年ごろです。こういったあたりにこの起債の償還のピーク、こういったもの等が出てくるのではないかとというふうにとらえております。

そういった中で、久慈市の上水道、こういった歴史を見てみますと、昭和59年に料金の改定が行われて、今の1,300円になってございます。その後、平成元年、平成9年、これに消費税が加わって現在の体系になっているものであります。そういったことからすれば、上水道については料金を改定してから28年、この間、料金の改定がなされていないというようなことがあるわけでありまして。

ただ、そういった中では、上水道の拡張工事等々が行われてきております。そういった中で、上水道の経営そのものも今後どういった形態で見ていかなければならないか、そういったものは検討しなければなりません。

それから、今回の簡易水道、こういったものの、一般会計から償還等の補助はいただいておりますけれども、経営そのものが上水道と今一緒になって経営をしているわけでありまして。そういった中で、今後の経営のあり方というものを見据えていかなければならないだろうというふうにとらえております。

平成28年には山形地区の供用を一部開始していきたいというふうにとらえておりますので、そういった部分にあって、その経営のあり方、こういったものを逐次考えていかなければならないだろうというふうにとらえております。

値上げの時期はいつかということでありまして、これについてはもう少し検討を要する必要があると思っております。でなければ、この経営の状況を見定めていかないと、いつ上げるかということにはならないというふうにとらえております。

以上であります。

○議長（八重櫻友夫君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 上水道の経営が、毎年見ると、損益計算見ても、毎年の利益の大きさが減ってきてるんですね、確かにね。そういった点では、そういったことが減ってくると当然累積も減ってくるわけですから、そういった意味では経営上非常に問題出てく

るわけです。

同時に、償還分については、確かに一般会計から償還、起債償還、簡水の施設の起債償還については補助いただいとということでありまして、もう一つ踏み込んで、簡水そのものは原価が成り立たないものをやってる部分があるわけですから、その点でも、そのまま引き受けるということは、上水会計にそのまま影響を及ぼすわけですから、そういった点でも、水道としてやっていける状況をつくるということは、きちんとこれは一般会計から見ていかないと、安易な値上げになってはあかんと思うし、それから、いずれ水道の事業の意義というのは、安定で安価な水をできるだけ供給していくということにあるわけですから、そういった点の努力はしていただきたいと思っております、その点の経営のあり方とかかわりますけれども、いわゆる企業会計としてやれるような状況を客観的にしっかりしていただくことの必要性があるかと思っておりますので、そういった取り組みについて今後しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（八重櫻友夫君） 晴山水道事業所長。

○水道事業所長（晴山聰君） 確かにお話のとおり、簡易水道は経費のほうが多くかかると、こういったことがあるわけでありまして。企業会計になってきますと、歳入と歳出を合致させていかなければならないというふうなところはあるわけでありまして、一般会計、これらの状況も見ながら、いずれ市全体の中でとらえていく必要があるのだろうというふうにとらえております。そういった点では、今後、もう少し内容を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第25号「市営住宅等条例の一部を改正する条例」及び議案第29号「久慈市水道事業の設置等に関する条例及び簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部を改正する条例」は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よ

って、議案第25号及び議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第4 議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号**

○議長（八重櫻友夫君） 日程第4、議案第1号から議案第9号までを議題といたします。

以上9件に関し、委員長の報告を求めます。高屋敷予算特別委員長。

〔予算審査特別委員長高屋敷英則君登壇〕

○予算審査特別委員長（高屋敷英則君） 本定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第1号から議案第9号までの平成24年度久慈市一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算の計9件について、去る3月6日から8日までの3日間にわたり委員会を開催し審査いたしましたのでご報告申し上げます。

委員会では、各般にわたり活発な質疑、答弁が交わされたところでありますが、本委員会は議長を除く全議員で構成された委員会であり、委員会における質疑、答弁など詳細な審査経緯につきましては各位の承知するところでありますので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第1号「平成24年度久慈市一般会計予算」、議案第3号「平成24年度久慈市国民健康保険特別会計予算」、議案第4号「平成24年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算」及び議案第5号「平成24年度久慈市介護サービス事業特別会計予算」の4件は、採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号「平成24年度久慈市土地取得事業特別会計予算」、議案第6号「平成24年度久慈市魚市場事業特別会計予算」、議案第7号「平成24年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第8号「平成24年度久慈市公共下水道事業特別会計予算」及び議案第9号「平成24年度久慈市水道事業会計予算」の5件は、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（八重櫻友夫君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。16番小野寺勝也君。

〔16番小野寺勝也君登壇〕

○16番（小野寺勝也君） 議案第1号「平成24年度久慈市一般会計予算」に反対の討論をいたします。

反対の第1の理由は、消費税増税に対する認識の問題です。

現行の5%から10%への増税は、国民から新たに13兆7,000億円の負担増を生み、久慈市民にとっても新たに18億円の負担増となり、市民にとっても本市にとっても大きな負担増となることから反対すべきとたどしましたが、市長は、消費税は貴重な財源と主張し、消費税を当然視し、増税の是非を避けました。

これは、達増知事の消費税増税が被災地の負担を重くしないように、国には復興最優先で進めることを求めていくとの答弁とは大きな違いであります。消費税は、所得の少ない人に重くのしかかる最悪の不公平税制です。福祉とは真逆のものであります。近代社会が確立してきた応能負担、負担の能力に応じた負担という税の大原則に立った対応こそ求められます。

反対の第2の理由は、岩手北部広域環境組合の問題です。

同組合は、平成22年3月、各市町村議会の議決を受け、同年4月に久慈、二戸の両地区8市町村によって設立されたものであります。その際、広域処理では中継施設の建設など、むしろ費用負担がかかるのではないかという指摘に、経費は節減となる。補助金交付には広域化が必要というものでした。

その後、経費節減の根拠として出されてきたのが、可燃ごみ処理施設の集約と分散の比較についてという文書です。これによると、広域化し施設を集約した場合、経費の増額が48億円、減額となる分が58億円、15年間では10億円の経費節減になるというものであります。

この試算の前提条件が二つあり、一つは焼却施設の従事者を40名と設定していることです。現実にはあり得ない過大な見積もりであり、答弁でも具体的モデルはないと言わざるを得なかったのであります。

もう一つの前提条件は、作業員の人件費を年間1人当たり700万円と試算していることです。現状は、その半分以下の300万円前後ではないですか。答弁は、

市職員の年間給与の平均は共済費を含め360万円だからと、苦しい答弁をしています。

一方、市が発注する公共事業の労務費単価は、普通作業員で1日1万1,800円であり、年額に換算ですると300万円前後であります。そして、この試算の致命的な欠陥は、広域処理により、ごみ収集車の増車が7台で、従事者増は14名とし、その分の人件費を年間700万円で試算しています。

ところが、現に従事している26台の車両、52名の従事者の人件費は300万円前後はそのまま、試算では考慮していないということです。300万円を年収700万円に改善すれば、15年間で少なくとも28億円が新たに必要となります。同じ業務なのに、一方は700万円、片方は300万円の不整合に関心を持たない感覚、これは不当差別となり、労働法制上も許されないものであります。

これら問題点を整理すれば、統合して10億円の節減というが、実際には、この試算では40億円前後の経費増となるのではないのでしょうか。結局、統合するための作為に満ちた比較であり、各市町村議会に虚偽の数字を示し、不誠実な対応をした事実は重大であります。改めて議会にも、市民にも、現状に即した正確な比較の早期提出を求めるものであります。

なぜこうした問題が生じたのか考えてみる必要があります。一つに、上からの方針、計画に対し無批判的に応じる平目型の思考を一掃し、自主的対応を堅持すること。もちろんこうしきれない場合もあるでしょう。その際も、市民の根本的利益のために努力を惜しまないことではないでしょうか。

二つには、コンサルタント任せを改めること。コンサルタントに委託する場合でも、現場との話し合い、検証を基準とすることではないでしょうか。

三つには、そのためにも仕事の垣根を越えた、自由に話し合える職場環境を構築すること。上意下達の職場からは決してよい仕事は生まれないのではないのでしょうか。

この問題の最後に、私は当議会から選出されている岩手北部広域環境組合議員の皆さんにお願いしたいと思います。今なら間に合います。財政面、環境面からの広域処理の是非、補助金交付の可能性の探究をぜひお願いしたいと思います。

反対の第3の理由は、もぐらんぴあ問題であります。

3・11大震災、大津波の被災は、他と比べ当市は少ないほうでしたが、今後の対策に向けては、これを基準とするわけにはいかないと思います。もぐらんぴあの再建をする場合には、現在地再建の方針を見直し、安全な場所を選定をし、防災対策を万全の上にも万全を期すことを改めて強く求めるものであります。加えて、再建後の維持管理費が節減となるような指図設計を求めたいと思います。

以上、3点について言及しましたが、大震災、大津波被害の復旧・復興の施策、再生エネルギーへの取り組みなどは当然のことながら評価をするものであります。

以上を申し述べて、反対討論といたします。

○議長（八重櫻友夫君） 3番藤島文男君。

〔3番藤島文男君登壇〕

○3番（藤島文男君） 私は、第4回久慈市議会定例会において、平成24年度久慈市一般会計予算案について賛成の討論を行います。

今議会は、本年2月20日に招集され、市長から施政方針演述がありました。その中に、本年度の予算の基本的な考え方、あるいは具体的な予算編成などについて説明演述があったところであります。

久慈市総合計画及び久慈市総合計画後期基本計画が2年目を迎えるわけであります。この二つの基本的な計画と連動して、新たな視点で新たなまちづくりを明確に設定されたわけであります。

平成24年度の一般会計予算の歳入歳出は、予算総額219億7,300万円ですが、これが前年度の23年度に比較して26億9,540万円、14%の増ということになります。震災関連あるいは子供支援、雇用対策を中心に、当面する重要課題に積極的に取り組む姿勢がうかがわれるわけであります。

重点的に取り組む施策は6項目ありますが、その第一は、市民との積極的な協働を進めるまちづくり、二つ目は、地域みんなで支え合うまちづくり、三つ目が、創造性豊かな人材を育てるまちづくり、四つ目が、自然、地域を守るまちづくり、五つ目が、地域資源を生かし、にぎわいを創出するまちづくり、そして六つ目が、安全快適なまちづくりとなっておりますが、これらは全部で114事業に及ぶわけですが、このうち新規事業が14、一部新規事業が5、復興関係事業が44となっているところであります。

私が特に今回の予算について期待するのは、平成24年度の緊急雇用創出事業であります。例えば海と魚の魅力的な全国発信事業あるいは町なか交流誘致実践事業など、事業が50組まれておりますが、そのうちの雇用予定人員は243名、期間を通じて総延べ人員は4万7,551人に上ります。予算額が7億6,116万5,000円ですが、特に復旧・復興を支えていくために、多くの働く場の確保ということが、今後の復旧・復興、これに本当に役立つものだと私はそのように考えております。

これまでの議会においては、2月20日招集、あるいは2月28、29日が一般質問、3月2日各常任委員会、そして3月の6日、7日、8日、この3日間予算特別委員会が開かれたわけですが、それぞれこの間の議論の中で、積極的かつ内容の濃い議論が展開されたと私は思っております。

昨年の3月11日東日本大震災以降、1年が既に経過しました。久慈市復興計画に掲げる新たな視点による新たなまちづくりに五つのプロジェクトが計画されているわけですが、そのプロジェクト1においては、生活を再建するという生活支援の充実、雇用機会の創出と就業支援、事業等への再建支援、内発型産業の振興、保健、医療、福祉の充実と。

二つ目のプロジェクトは、水産業を復興する、こういう目的で水産施設等の再建、漁船、漁具等の整備、つくり育てる漁業の推進、あるいは漁港等の整備、農林業の振興などがあります。

プロジェクト3については、交流人口を拡大していくという目的から、生産者と消費者との交流推進、体験型教育旅行等の推進、観光産業の推進。

さらには、プロジェクト4には、災害に強いまちづくりを進めるという目的。その施策には、道路復興等の整備、湾口防波堤の整備、防潮堤、水門等の整備、河川堤防の整備、防犯施設の整備、久慈港の整備、道路網の整備、地域住環境の向上、そして防災教育とソフト面の充実、災害記録の保存、検証、継承などがあります。

最後の五つ目には、再生可能エネルギーに取り組むという目標で、再生可能エネルギーなどの活用への取り組み、啓発事業の推進、研究機関との連携という明確な位置づけの中で、その計画が体系づけられ、これから進んでいく久慈市のまさに復興のための羅針盤そのものであります。

私は、以上の内容から、冷静に分析、検討を加えたつもりです。平成24年度の予算案に対し、私は大賛成するものであります。これから本当に久慈市が再生、再建されていくために、ぜひこの予算案について、議員各位の賛同を限りなくご期待申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（八重櫻友夫君） ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。まず、議案第1号「平成24年度久慈市一般会計予算」について採決いたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成24年度久慈市国民健康保険特別会計予算」について採決いたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成24年度久慈市後期高齢者医療特別会計予算」について採決いたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成24年度久慈市介護サービス事業特別会計予算」について採決いたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八重櫻友夫君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成24年度久慈市土地取得事業特別会計予算」、議案第6号「平成24年度久慈市魚市場事業特別会計予算」、議案第7号「平成24年度久慈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第8号「平

成24年度久慈市公共下水道事業特別会計予算」、議案第9号「平成24年度久慈市水道事業会計予算」について採決いたします。以上5件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第6号から議案第9号までの以上5件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第37号

○議長（八重櫻友夫君） 日程第5、議案第37号「平成23年度久慈市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。外館副市長。

〔副市長外館正敏君登壇〕

○副市長（外館正敏君） 追加提案いたしました、議案第37号「平成23年度久慈市一般会計補正予算（第7号）」の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、岩手県が実施を決定した、沿岸市町村への福祉灯油事業補助金を活用し、福祉灯油等購入費助成事業費等を計上するものであります。

1ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,833万5,000円を追加し、補正後の予算総額を275億9,665万7,000円にしようとするものであります。

款及び項の補正額は、2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（八重櫻友夫君） これより提出議案に対する総括質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議案となっております議案は、委員会の付託を省略し、直ちに審議することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案の審議方法についてお諮りいたします。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出ともそれぞれ

款ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、14款県支出金、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをお願いします。

歳入、14款県支出金2項県補助金であります。2目民生費補助金は、福祉灯油等購入費助成事業の補助金として、被災地福祉灯油等特別助成事業381万6,000円を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

15款財産収入、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 15款財産収入1項財産運用収入であります。2目利子及び配当金は、ふるさと活性化創造基金利子33万5,000円の増、ほか1件の増、合わせて110万3,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

17款繰入金、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 17款繰入金1項基金繰入金であります。1目財政調整基金繰入金は1,341万6,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、2款総務費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 10ページになります。歳出、2款総務費1項総務管理費であります。6目企画費は、実績見込みにより、地域コミュニティ振興基金積立金76万9,000円の増、ほか1件の増、合わせて110万5,000円の増額を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。

3款民生費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 3款民生費1項社会福祉費であります。1目社会福祉総務費は、高齢者等の低所得者世帯を対象に福祉灯油を支給する福祉灯油等購入費助成事業1,723万円を計上いたしました。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を許します。1番梶谷武由君。

○1番（梶谷武由君） この福祉灯油にかかわってですが、この高齢者等ということですが、その助成する基準とおおよその世帯数、それから世帯ごとというふうになるのかと思うんですが、その単価についての説明をお願いいたします。

○議長（八重櫻友夫君） 野田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（野田口茂君） 今回実施します福祉灯油の基準といえますか、対象ということであろうかというふうに思いますが、今回対象となっておりますのは、高齢者のみの世帯、平成20年度と同じ内容にはなっております。再度申し上げますと、高齢者のみの世帯、それから重度障害児・者の属する世帯、それから生活保護の受給世帯、そして母子・父子世帯またはその養育をするものというようなところが対象となっているところでございます。

それから、基準はそういうところを基準とし、世帯数とすれば、現在把握しておりますところは、3,300世帯ほどを想定しているところでございます。その単価は、県が示しております補助額の5,000円ということになっております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 1点お聞かせください。

灯油高騰の時期にかなった提案だと思うんですが、そこで、二、三年前ですが、以前にありましたよね。その際に言われたのは、業者、灯油屋さん、たしか登録してる業者でなければ、そこからとらなきゃだめだと。そうすると、ふだんそれぞれご家庭ではいろんなおつき合い等で、灯油屋さんあると思うんですね。登録業者ということに限定されると、登録業者でないお店屋さんからとってるところは、このために1回限り、

わざわざ別のところからとらなくちゃならないというように、非常に不便したというか、そういうのがあったんです。そういう点では、実際に高齢者とか多いわけですから、身近に使ってる灯油屋さんから福祉灯油を利用できるような仕方をぜひ考えてほしいというのが提起なんです。その考えあるやなしや、いかがでしょうか。

○議長（八重櫻友夫君） 野田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（野田口茂君） 今回、福祉灯油等、等という部分が入っております。これにつきましては、県も同じ考えでございますが、灯油に限らずに、その生活を困窮している低所得者の皆さんに支援をするということから、それぞれの市町村が独自の方法をとるということになっております。

当市の中で今考えておりますのは、前回は灯油券ということでございました。今そのことについて、市の登録業者というお話がございましたが、今回の場合は、期間が短いということもございまして、年度末であるということもございまして、申請をいただいて審査をし、その後口座に5,000円を振り込むという形で、つまりは県のほうも、一部市町村が先に実施した、既に実施した市等がございまして、そこが商品券等でやっている部分もございまして、それらも含めて対象にするということから、県がこういう考えをとったというふうに思っておりますので、私どもとすれば、生活を支援するという観点から現金で給付をするということでしております。

以上です。

○議長（八重櫻友夫君） 質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第37号「平成23年度久慈市一般会計補正予算（第7号）」は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第6 議員派遣の件

○議長（八重櫻友夫君） 日程第6、議員派遣の件を

議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び久慈市議会会議規則第120条の規定に基づき、平成24年4月13日から14日まで、花巻市で開催の平成24年度岩手県市議会議長会定期総会に副議長下館祥二君を、また、平成24年5月8日から10日まで、千葉市で開催の市町村議会議員特別セミナーに梶谷武由君をそれぞれ派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八重櫻友夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は可決されました。

~~~~~

**閉会**

○議長（八重櫻友夫君） 以上で本日の議事日程を全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第4回久慈市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

**午後3時04分 閉会**